

# 羽幌町物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金のお知らせ

物価高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯を対象に、給付金を支給します。

## 支給金額

- 本体給付金 1世帯 3万円
- こども加算 本体給付金の支給対象世帯のうち、平成18年4月2日以降に生まれた児童がいる世帯には 1人あたり 2万円 が加算されます。

## 支給対象となる世帯

令和6年12月13日時点で羽幌町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯

次の世帯は支給対象外となります

- 世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合
- 世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告の方がいる場合  
(財務課税務係で住民税の申告を行う必要があります)

## 手続きの流れ

対象となる世帯に、支給案内書または支給要件確認書を郵送します。

※ 令和6年12月14日以降に羽幌町から他の市区町村へ転出した世帯についても羽幌町から郵送します

### (1) 支給案内書が届く世帯

該当世帯 羽幌町から次のいずれかの給付金を受給した世帯

- ・ 令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)
- ・ 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)
- ・ 令和6年度新たな住民税非課税または均等割のみ課税世帯給付金(10万円)

- 受給手続きは必要ありません
- 過去に羽幌町から上記の給付金を受給した口座へ順次振込まれます  
※ 振込先口座の変更を希望される場合または給付金の受給を辞退する場合は手続きが必要ですのでお問合せください

### (2) 支給要件確認書が届く世帯

該当世帯 羽幌町から(1)の給付金を受給していない世帯

- 支給要件確認書に必要事項を記入し、証明書類とともに、指定期日までに役場総合窓口、天売支所、焼尻支所のいずれかへ提出して下さい(郵送可)  
※ 手続完了後、支給決定通知書を郵送します
- 給付金の振込は、羽幌町が支給要件確認書を受理してから1か月程度かかります

## 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

都道府県や市町村、国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。また、心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除してください。

➡ **お問合せ** (本体給付金に関すること) 福祉課社会福祉係  
(こども加算に関すること) 福祉課子ども係 ☎ 68-7004 (課直通)